任意継続被保険者のお申込みについて

申請期間 退職の翌日から 20 日以内必着(送付先:バリューHR)

保 険 料 退職時の標準報酬月額の等級にて算出(上限は38万円)

※退職後の保険料は全額自己負担となります(在職中は事業主と折半)

※申請前に国保の保険料をご確認いただくことをお勧めいたします。

納付方法 加入後にご自宅あてお送りする納付書により納入(銀行窓口、ATM、ネットバンク等) 月払い … 毎月 10 日までに納付。1 日でも納付が遅れますと法律により資格喪失

となってしまいますので、ご注意願います。

前納(半年、1年) … 割引があります。1日でも納付が遅れますと割引のない月払い 扱いとなりますのでご留意ください。

資格確認書(保険証の代わりとなるもの)の発送

退職後、会社から「喪失届」が提出されますと、任意継続被保険者への切り替えが可能となります。新たな記号・番号が割り振られた資格確認書と保険料の納付書をご自宅あてお送りいたします。(平均的に退職から 1~2 週間後の送付となります。)

加入期間 2年間 ※途中脱退希望の場合は、脱退の前月末までに「資格喪失申出書」をご提出ください。

【申請書の送付先】株式会社バリューHR BPO センター カルビー健康保険組合担当

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 S-FRONT 代々木 2F

電話 03-5990-2926 (月~金9:30~18:00) E-mail:info-bpo-calbee@valuehr.com

ご家族を扶養に入れるとき

【必要書類(抜粋)】詳しくは、「被扶養者認定届け出書類一覧表」をご確認ください。

- 〇 被扶養者異動届(追加)
- 住民票謄本(世帯全員記載のもの、続柄記載)
- 被扶養者認定調書(16歳未満と高校生は不要)※高校生以上の学生は、学生証が必要
- の 所得証明書(課税されない方は非課税証明書、16歳未満と高校生は不要)
- 給与明細書の直近3か月分(給与収入のある方)※不定期な収入のある方は別途ご相談ください。
- 年金通知書のコピー(年金を受給している方)
- 〇(別居の方)送金証明3か月分 (金融機関から送金したもの)※手渡しは不可

下記に該当する方は追加で書類が必要です。

- ■個人事業主、不動産収入等のある方 … 確定申告書のコピー(直近3年分)および、 収支内訳書または青色申告決算書コピー(直近3年分)
- ■一年以内に退職した方 … 退職証明書、または離職票のコピー
- ■失業保険を受給している方、受給終了した方 … 雇用保険受給資格者証のコピー
- ■夫婦共同扶養(配偶者が別の保険に加入している場合)
 - … 配偶者の給与明細(直近3か月分)のコピー、源泉徴収票のコピー ※個人事業主や不動産収入等のある方は、確定申告書のコピー